

第4章 「すみだ」の協治・協働を推進するための方策 について、さらに深く検討するために

資料 1-2 補足

1. 協治（ガバナンス）の土台づくり

○ 協治（ガバナンス）に対する意識の浸透・定着

協治（ガバナンス）による地域社会の構築のためには、区民一人ひとりが、地域社会の構成員として自覚と責任をもって地域の課題を自ら話しあい、自らの行動によって解決するなど、自主的・自律的な区民の存在が不可欠です。そこで、協治（ガバナンス）の考え方や区民の自治意識を高めるために様々な方法を用いて普及啓発に努めます。

〔具体的な取り組み〕

- * 協治（ガバナンス）理解のための講演会開催
- * 協治（ガバナンス）理解のための冊子作成

○ 協治（ガバナンス）を担う各主体の相互理解

地域コミュニティの再興に向けて、町会・自治会、ボランティア、NPOが互いの特性を知り、良好な関係を構築するため、地縁・志縁コミッション事業を行うなど、協治（ガバナンス）を担う各主体の相互理解を進めます。

〔具体的な取り組み〕

- * 地縁・志縁コミッション事業・・・町会等の地縁団体とNPO等の志縁団体の対話を促進し、多様なNPOの中から、地域に信頼され、地域コミュニティの活性化に貢献する団体の育成・創出を促進する事業。

○ 地域情報の共有化の推進・充実

「すみだ やさしいまち宣言」をもとに「地域を結ぶ」をキーワードに開始した「わがまち通信局」支援事業を継続するとともに、やさしいまちメイト（仮称）事業の創設など、地域サイト（コミュニティサイト）の機能を拡充することにより、区民が相互に地域情報などを提供・共有できる環境を整えます。

〔具体的な取り組み〕

- * 「わがまち通信局」支援事業・・・地域コミュニティの中核を担う町会・自治会が独自のホームページを開設・拡充する際に区が補助を行い、地域の自主活動の活性化を図る事業。
- * 「やさしいまちメイト（仮称）」事業・・・「すみだ やさしいまち宣言」運動を展開している区民団体、企業・個店、NPO等に「やさしいまちメイト（仮称）」として登録してもらい、地域サイトなどで紹介しながら「やさしいまち」のネットワーク強化をめざす事業。

○ 区政情報の共有化の推進・充実

区民を始めとして多様な担い手が区政に参画するためには、区からの情報を誰もが正確かつ迅速に入手できることが必要であり、「区のお知らせ」の紙面や配布方法の見直しを行うなど、多様な媒体を活用してわかりやすい情報提供に努めます。

○ 区政への区民参画の推進・充実

ワークショップ方式の活用など区民が主体的に参画する会議設置に努めるとともに、公募委員の割合を増やすなど、区政への区民参加をさらに促進します。また、コミュニティライン（地域担当員制）やコミュニティ懇談会の運営方法等の見直しを行うなど、その充実を図ります。

コミュニティライン（地域担当員制）・・・区内を10のブロックに分け、部課長が当該地域における町会等の会議や行事等への出席行い、区と地域とのコミュニケーションを充実させ、区民との相互理解と信頼関係を深める事業。

コミュニティ懇談会・・・年2回程度、各ブロックごとに区政情報の提供、意見交換さらに地域の抱える課題等について懇談する会議。

2. 区民主体の地域活動の促進

○ 協治・協働を担う人材育成支援

協治・協働の担い手となる人材の発掘や裾野の拡大を図るため、団塊の世代の地域活動への参加プログラムの開発や地域の中のコーディネーター養成を支援するなど、地域活動の担い手を養成するための人づくりを推進します。

〔具体的な取り組み〕

- * 団塊の世代の地域活動への参加プログラムの開発
- * 地域の中のコーディネーター養成支援 など

○ 信頼とネットワークのある地域社会づくり

「ふれあいサロン事業」を始め、小地域福祉活動の推進、地域における行事開催など様々な機会を通じて、町会・自治会はもちろんのこと、福祉・教育団体、ボランティア・NPO等多様な団体、多様な人々の連携・交流を図り、地域社会の信頼とネットワークを構築していきます。

ふれあいサロン事業・・・外出機会の少ない高齢者や障害者、子育て中の親子など、誰もが気軽に立寄り、仲間づくりや情報交換のできる場を地域住民が主体的に設置する。活動について社会福祉協議会が支援を行う。

○ 社会的包容力のある地域社会づくり

今後、新タワー・北斎館などにより国際観光都市としての位置づけが高まり、一層在住外国人の増加が予想される中、多文化共生社会を築くなど、区民が社会的包容力を強く意識するやさしいまちをつくります。

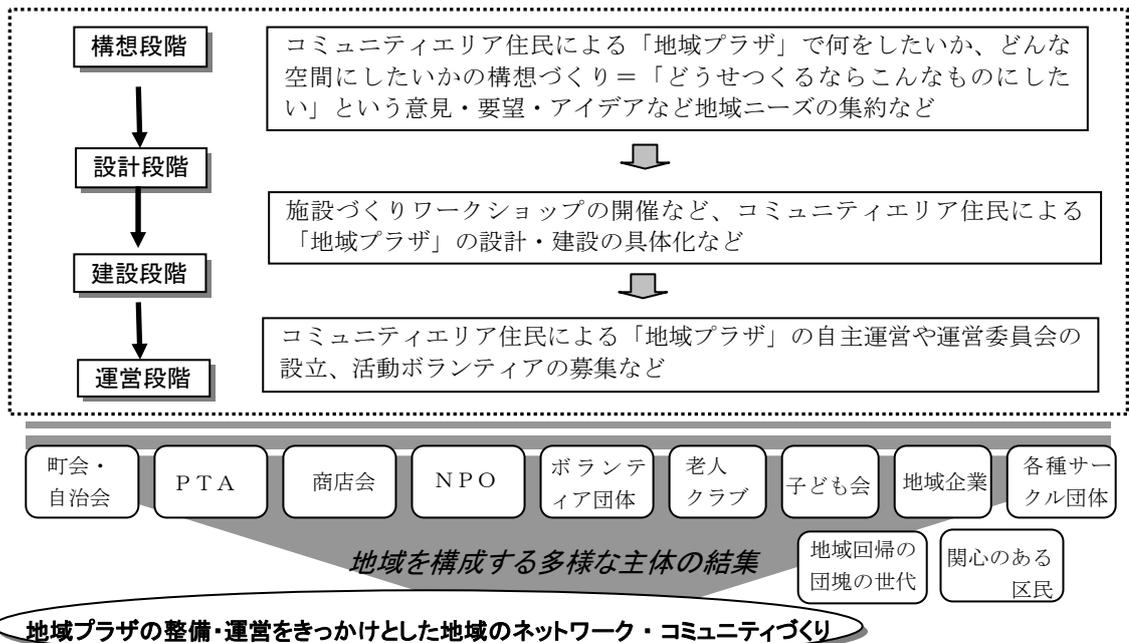
社会的包容力・・・Social Inclusion（ソーシャルインクルージョン）と言われ、社会的包摂とも訳される。社会の構成員に対して提供されている全ての機会と利益を得ることのできる状況であり、失業や低所得など複合的な問題を抱える特定の人々の障害、または地域の障害を取り除くことを目的とする。

○ 地域プラザ・地域ふれあい館の整備

区民が地域活動や地域交流を行うに適したコミュニティ活動の拠点として、6つのエリアごとに地域プラザを整備します。なお、施設の整備や運営にあたっては、地域を構成する多様な主体の参画を通じて、地域のネットワークづくりなどを図ります。また、地域の身近な施設として、地域ふれあい館の整備を図ります。

〔具体的な取り組み〕

* 地域プラザ・地域ふれあい館の整備



○ (仮称) 区民活動センターの整備

現在のボランティアセンターの機能やあり方を見直し、協治（ガバナンス）を担うボランティア・NPO等の区民活動団体・事業者などの交流・ネットワークの拠点、区民活動の支援施設として、(仮称)区民活動センターを整備します。

〔具体的な取り組み〕

* (仮称) 区民活動センターの整備

(仮称)区民活動センターの機能(案)

i. 区民活動やボランティアなどの情報提供

市民活動に関する図書・パンフレット等の閲覧、配布掲示板・HPの運営

ii. ボランティア活動のコーディネート

現在、ボランティアセンターが行っている機能

iii. 区民活動に関する人材の育成、個人・団体への研修の提供

研修の実施、人材データベースの登録

iv. 区民活動や団体のPRの場、手段の提供

区民活動情報サイトの運営、貸し掲示板、各種団体・NPOの紹介パンフレット、印刷機、コピー機(有料)、紙折り機などの利用

v. 区民活動団体の活動の場

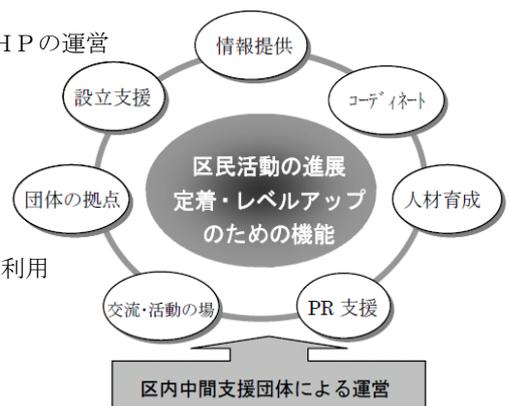
貸し会議室・研修室、フリーミーティングルーム

vi. 団体の簡単な拠点機能

貸しロッカー(有料または無料)、団体専用ポスト

vii. NPO設立支援、相談

経験者、専門家などによる設立の支援



3. 協働事業の展開

○ 協働ガイドラインの策定

協治（ガバナンス）の各担い手と区との協働が円滑に進められるよう、協働を行う際の基本的な考え方や方法、留意点など協働のルールを規定するガイドラインを作成し、今後、それぞれの主体が共通認識のもと、協働を進めるための指針とすることとします。

〔具体的な取り組み（案）〕

* 協働ガイドラインの策定

（参考：足立区による取り組み事例）

あだち協働ガイドライン

区民組織・団体、NPO、
ボランティア等と区との協働設計図

目 次

第1章 協働の基本理念 1
1 足立区における協働
2 なぜ協働が重要なのか
3 ガイドラインにおける協働の主体と課題
4 協働の原則（協働の共通ルール）
5 協働にあたる職員意識改革
第2章 協働事業の進め方 7
協働の手順（STEP1～STEP4） 7
STEP1 協働をはじめするには 8
Step1-1 協働事業の導入
Step1-2 協働のニーズの把握
Step1-3 協働事業の提案募集
STEP2 協働事業の計画と着手 16
Step2-1 協働事業の計画
Step2-2 協働の形態とその種類
Step2-3 協働相手の選定
STEP3 協働事業の実施 39
Step3-1 事業に関する合意形成
Step3-2 実施段階での評価
Step3-3 実施段階のリスク管理
STEP4 協働事業のフィードバック 49
Step4-1 協働事業の評価
Step4-2 協働事業のフィードバック

○ 区が行う事務事業の協働化

区が実施している事務事業について、事業の企画・実施・評価の各段階で、区以外の担い手との協働により実施の可能性があるのか、事務事業評価に併せ、その可能性を把握するとともに、協働で行うにふさわしい事業については、それぞれに応じた手法（形態）を模索するなど、協働の機会確保に努めます。

〔具体的な取り組み（案）〕

* 事務事業評価に併せた、区が行う事業の協働化

4. 協治・協働を推進するための体制整備

○ 区職員意識の醸成

協治・協働に関する職員研修や職員のための協働ハンドブックの策定などにより、協治（ガバナンス）に関する基礎的知識を身につけるとともに、協治・協働を担う各主体との相互交流により、協治（ガバナンス）に関する共通認識・相互理解を深め、現場主義のもと、区民の目線にたった施策を立案する政策形成能力の向上を図ります。

〔具体的な取り組み（案）〕

- * 協治・協働に関する職員研修開催
- * 協働ハンドブックの策定

○ 総合窓口の設置など庁内体制の整備

協治・協働のまちづくりを横断的・総合的に推進するため、協治・協働に関する総合窓口を設置し、区民や各種団体等の支援およびコーディネート、庁内の関係部署との連絡調整を行うとともに、協治・協働に関する情報発信を行います。また、それぞれの部署でも、区民の参画と協働のチャンネルを適切に組み込む体制を築きます。

〔具体的な取り組み（案）〕

- * 協治・協働に関する総合窓口を設置、庁内体制の整備

（参考：横浜市による取り組み事例）



○ 行政評価制度の構築

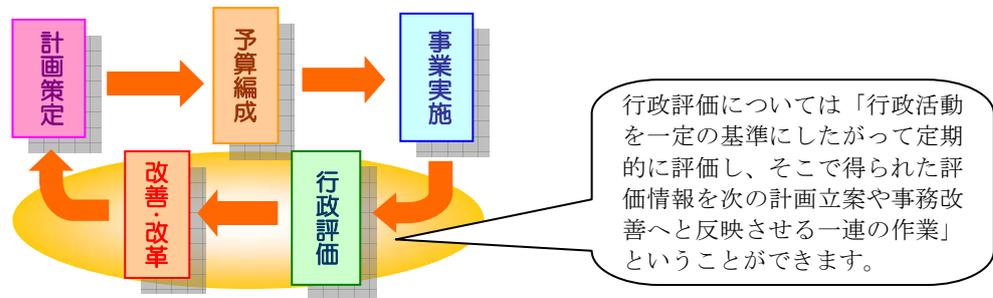
新たな基本計画の策定にあわせ、施策ごとにおいて、施策目的に対しどれくらいの成果が上がったか客観的に測る「成果指標」を設定するなど、今後、常に効果的・効率的な行政施策を選択し、適切な行政判断が行える区政のマネジメントシステムとして、施策評価と事務事業評価を内容とした行政評価制度を構築します。

〔具体的な取り組み（案）〕

* 施策評価・事務事業評価を内容とした行政評価制度の構築

区分	施策評価	事務事業評価
評価の内容	各施策において、施策目的がどの程度達成されたか（＝どれくらいの成果が上がったか）を客観的に測る「成果指標」を設定し、その実績値を経年的に観測することにより評価を行います。	各事務事業において、どの程度の資源が投入され、どのような結果が生み出されたか（＝何をどのくらい行ったのか、効果的、効率的に事務事業の執行が行われたか）を客観的に測る「活動指標」を設置し、その実績値を経年的に観測することにより評価を行います。

区政のマネジメントサイクルのイメージ



○ 審査や評価に関する外部機関の設置検討

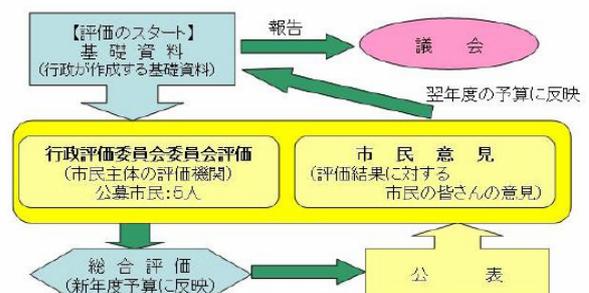
協働事業提案制度の創設や行政評価制度の構築などに当たり、区民の目から見た審査や評価（成果の検証）等も必要となることから、区民や学識経験者などによる第三者機関の設置を検討します。

〔具体的な取り組み（案）〕

- * 協働事業提案制度創設に伴う第三者機関の設置検討
- * 行政評価制度の構築に伴う第三者機関の設置検討

■ 評価サイクル

（参考：志木市による取り組み事例）



○ (仮称) 協治 (ガバナンス) の仕組みと自治推進に関する条例の策定検討

地方自治の本旨に基づいて、協治 (ガバナンス) のための各担い手の役割を始め、情報の共有化、区民参画、協働のルールなど、協治 (ガバナンス) による区政を制度的に保障する仕組み (制度) が求められています。区民はもちろんのこと、区議会における十分な論議を踏まえ、墨田区の自治を体系的包括的に明確化する条例の策定を検討します。

〔具体的な取り組み (案) 〕

* (仮称) 協治 (ガバナンス) の仕組みと自治推進に関する条例の策定検討

(参考 : 文京区・狛江市による取り組み事例)

「文の京」自治基本条例

前文

第1章 総則 (第1条・第2条)

第2章 自治の理念と基本原則

第1節 自治の理念 (第3条)

第2節 基本原則 (第4条-第7条)

第3章 区民等の権利と責務

第1節 区民等の権利と責務 (第8条・第9条)

第2節 地域活動団体の権利と責務 (第10条・第11条)

第3節 非営利活動団体の権利と責務 (第12条・第13条)

第4節 事業者の権利と責務 (第14条・第15条)

第4章 区の責務 (第16条-第19条)

第5章 区議会の責務

第1節 区議会の役割 (第20条-第23条)

第2節 区議会の役割 (第24条)

第6章 執行機関の責務 (第25条-第30条)

第7章 協治・協働の推進

第1節 情報の公開 (第31条-第34条)

第2節 参画 (第35条・第36条)

第3節 意思の表明 (第37条-第39条)

第4節 協治・協働の推進体制 (第40条-第43条)

付則

狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例

前文

第1章 総則 (第1条-第4条)

第2章 市民参加の手続き

第1節 通則 (第5条-第8条)

第2節 審議会等 (第9条-第12条)

第3節 パブリックコメント (第13条-第15条)

第4節 公聴会 (第16条-第19条)

第5節 その他の市民参加の手続き (第20条-第22条)

第3章 市民投票 (第23条)

第4章 市民協働

第1節 市民公益活動団体への支援 (第24条-第26条)

第2節 行政活動への参入の機会の提供 (第27条-第29条)

第5章 狛江市市民参加と市民協働に関する審議会等 (第30条-第34条)

第6章 雑則 (第35条)

付則